

名称

**地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者の組織する団体、農業者等

施策概要

高齢化等による担い手の減少が進む中、持続可能な農業を実現するためには、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっている。加えてポストコロナを見据えた生産体制の充実・生産性の向上を図るため、地域で取り組むスマート農業機械の共同利用及び一括発注(共同購入)による導入を支援する。

○地域でまとまって共同利用、一括発注(共同購入)による農業のスマート化を進める。  
(令和3年国補正「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業」)

(1) 共同利用タイプ

事業内容	地域で共同利用に取り組むためのスマート農業機械の導入を支援する。
主な要件	○実施主体 農業者の組織する団体、農業者等 ○主な要件 ・2者以上で共同利用すること
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の2/3を補助する(国1/2、県1/6) 【県補助上限額】 133万円

(2) 一括発注(共同購入)タイプ

事業内容	スマート農業機械の一括発注(共同購入)により、地域で農業のスマート化を進める取組を支援する。
主な要件	○実施主体 農業者の組織する団体(協議会など)、農業者等 ※1 ○主な要件 ・見積価格が定価より10%以上低いこと ・機械(1型式)当たりの取得台数が5台以上であること ・1台当たりの総受益者が3者以上となること
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の2/3を補助する(国1/2、県1/6) ※2 【県補助上限額】 ・機械1台当たり1,200万円

※1 事業実施主体は、機械を導入したい者が集まって一括発注する場合は「農業者の組織する団体」、1者で5台以上一括発注する場合は「農業者、農業者の組織する団体」

※2 (2)において、RTK基地局と一体的に整備する、加工・業務用野菜の取組、水田からの転換果樹の取組の場合、補助率は国2/3(県負担なし)

【主な補助対象機械】(1)、(2)共通

自動操舵装置、草刈機、農業用無人車、野菜・花きの乗用収穫機、RTK基地局、ドローン

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

**名称** 農地利用効率化等支援事業(農地利用効率化等支援交付金)

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 【融資主体補助型】: 人・農地プランに位置付けられた経営体等  
 【条件不利地域型】: 農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等  
 【追加的信用供与】: 県農業信用基金協会

**施策概要** 人・農地プランに位置づけられた地域の経営体等が行う機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

○支援内容

1. 融資主体型補助事業

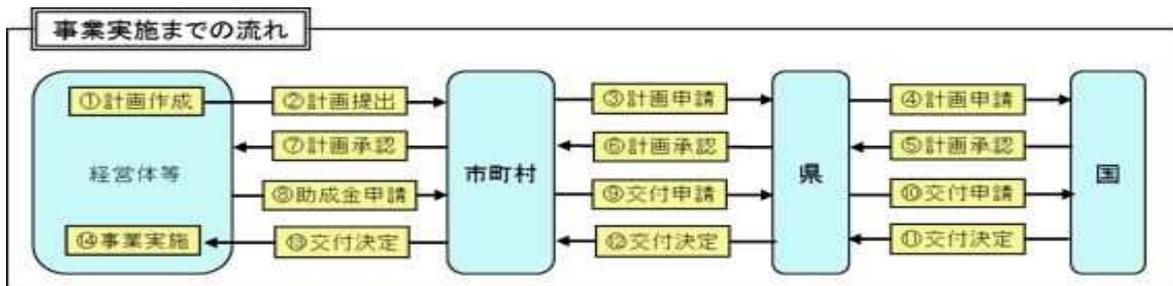
事業内容	金融機関から融資を受けて、農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率、上限額	補助率: 3/10又は融資額のいずれか低い額(国費のみ) 補助金上限: (1)先進的農業経営確立支援タイプ 法人15,000千円、個人10,000千円 (2)地域担い手育成支援タイプ 3,000千円
主な要件	(1)事業内容の経費について、融資を受けるものであること (2)事業の整備内容ごとに50万円以上であること

2. 条件不利地域補助型事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率、上限額	1/2又は1/3(国費のみ) 補助上限 40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること

3. 追加的信用供与補助事業

事業内容	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用補てんの経費を助成。
------	---



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm>

**名称** 企業等農業参入促進支援事業

**施策対象** 企業等

**施策主体** 鳥取県

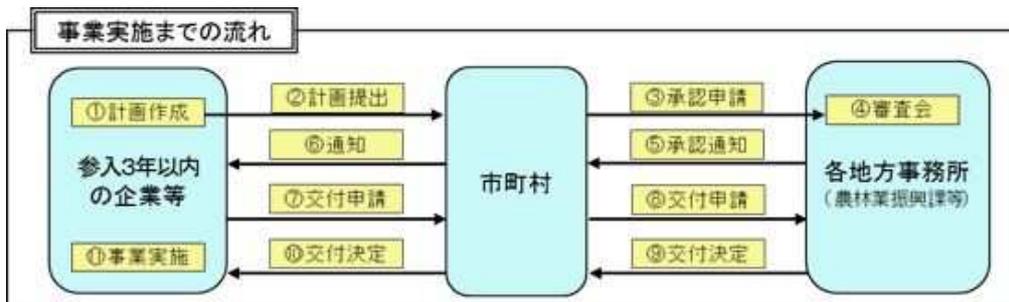
**対象者** 参入を検討している企業、参入後3年以内の企業

**施策概要**

農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、早期に経営安定して事業継続が図られ、本県の担い手として定着するため、農業参入準備及び参入初期の段階に必要な機械・施設の整備等を支援する。

**○支援内容**

対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
事業内容	農業経営の開始又は推進のための機械・施設の整備又はリースに係る経費の支援
補助率、補助上限	・補助率：1/3以内(県1/3以内) 市町村は任意負担 ・補助上限：5,000千円
主な要件	(1) 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること (2) 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること (3) 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること (4) 過去2年間に重大な法令違反がないこと



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/64643.htm>

**名称** 機構集積協力金交付事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 下記参照

**施策概要** 農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し、農地を貸し付けた地域及び農業者等を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。

**○支援内容**

**1 地域集積協力金交付事業**

(1)交付対象地域…地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けるなど、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域

※地域とは、集落など外縁が明確である同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること

(2)交付要件…交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること

(3)交付単価

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
機構の活用率(累積)	一般地域	20%超40%以下	40%超70%以下	70%超80%以下	80%超	—
	中山間地域	4%超15%以下	15%超30%以下	30%超50%以下	50%超80%以下	80%超
交付単価		1.0万円/10a	1.6万円/10a	2.2万円/10a	2.8万円/10a	3.4万円/10a

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)

注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする

注3 前回交付を受けた交付単価区分より上の区分で取り組む場合に対象とする

注4 「機構の活用率(累積)」=機構への貸付総面積÷「地域」の農地面積

注5 交付対象面積=対象期間内の貸付面積-再貸付等面積-貸付期間6年未満の農地面積

※対象期間:事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末

**2 集約化奨励金**

(1)交付対象面積…対象期間内の機構からの転貸面積のうち、新たに団地化した面積

(2)交付要件…次のいずれかを満たすこと

- 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地及び樹園地については50a以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
- 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- 既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること確実と見込まれること

(3)交付単価

	区分1	区分2
地域の団地面積の割合	10ポイント以上増加	20ポイント以上増加
地域の1団地当たりの平均面積	—	1.5倍以上増加
交付単価	1.0万円/10a	3.0万円/10a

**3 経営転換協力金**

交付対象者	経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者
交付要件	農地を10年以上機構に貸し付けること等
交付単価	1.0万円/10a(上限額25万円/1戸)

注 地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付対象

**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者

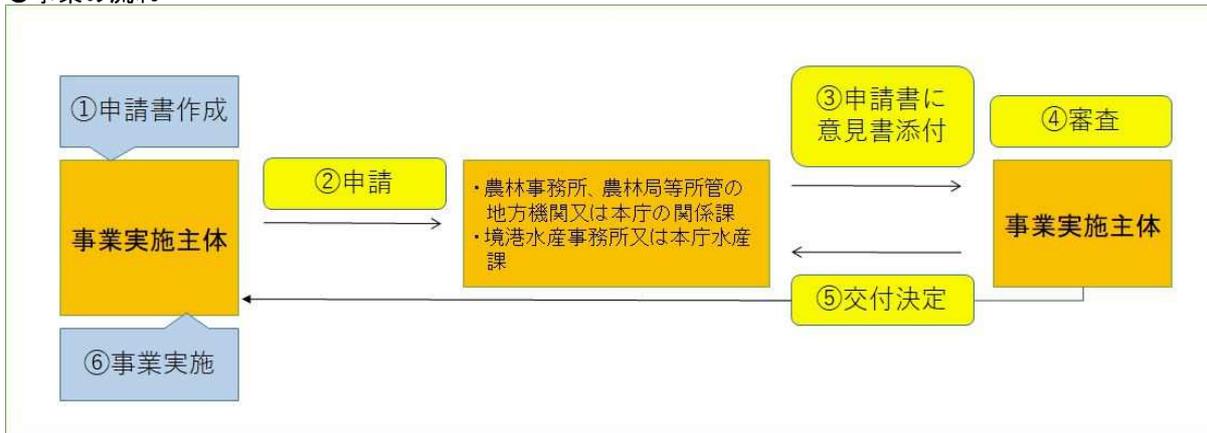
施策概要

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

区分	内容	補助率・上限額
農業女子ネットワーク取組支援	県内の農業女子を対象としたメンバーで構成する団体を取り組む働き方改革等に向けた主体的な活動を支援。	補助率:1/2 上限額: 300千円
女性の経営参画などの働き方改革に資する取組支援	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者が主体的に行う働き方改革に向けた取組を支援。 【個人】 〈補助対象経費〉 資質向上・スキルアップを目指して実施する取組 ・受験料、受講料、教材費 ・受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には交通費(公共交通機関を利用する場合に限る。)及び宿泊費(1泊9,800円上限)	補助率:1/2 上限額: 150千円/1人
緊急就労環境整備の応援に関する取組支援	新型コロナウイルス感染防止と女性が働きやすい就労環境を目指す取組を支援 【事業実施主体】 家族経営協定を締結もしくは今後締結予定の農業者(法人は含まない)で、常時3名以上雇用し、半数以上を女性を占めること(ただし、農作業期間のうち、過半を超える期間を雇用すること) 〈補助対象経費〉 ・更衣室、休憩室(空気清浄機等)、シャワー室、トイレ等の整備・改修	補助率:1/2 上限額: 500千円

●事業の流れ



●募集期間等

令和4年4月4日～令和5年2月末日まで、随時受け付け

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7327

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250720.htm>

**名称** 中山間地域を支える水田農業支援事業

**施策対象** 農業者等

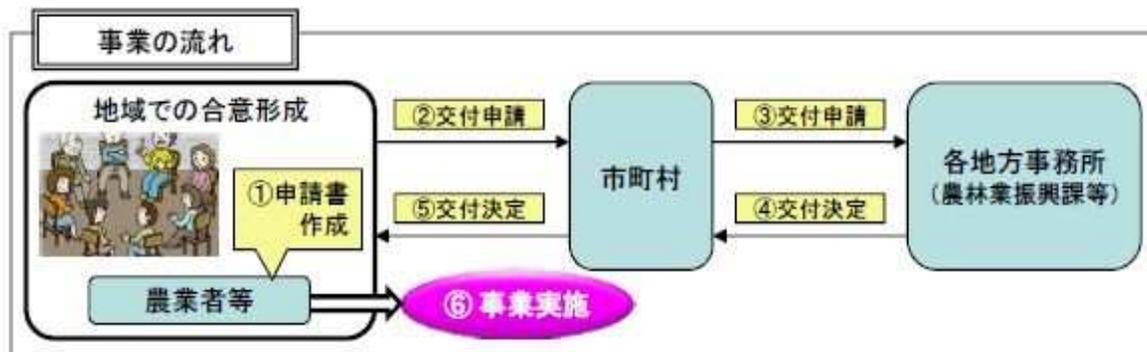
**施策主体** 鳥取県、市町村

**対象者** 人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)  
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

**施策概要** 水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要な経費を支援する※土地基盤の整備に関するものは除く

○支援内容

<p>主な要件</p>	<p>○以下すべての項目を満たすこと                  (1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること                  (2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること                  (3) 目標年の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上、又は、経営集積率が25%以上であること                  (4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること</p>
<p>補助金額・補助率</p>	<p>【補助率】                  事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)                  【県補助上限額】                  2,000千円</p>



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**

**名称** 集落営農体制強化支援事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 集落営農組織、市町村

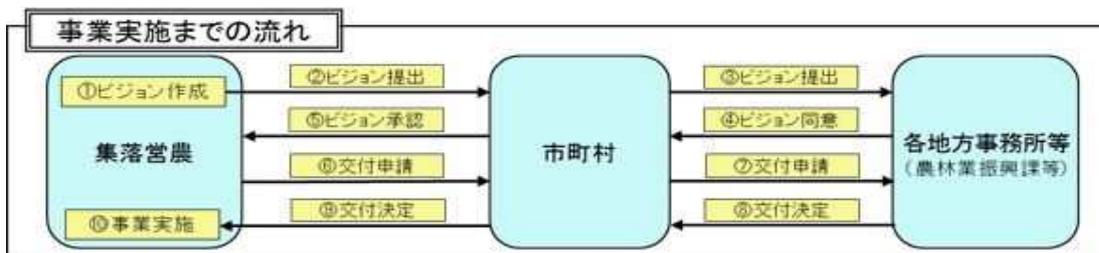
**施策概要** 中小規模の農家が共同で営農する集落営農に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備などの支援を行います。

●支援内容

区分	支援内容等
人材確保型支援	<p>事業実施主体:集落営農組織、支援内容(イ)は中山間地域の集落営農組織</p> <p>支援内容:(ア)オペレーター等の人材育成研修及び免許取得に要する経費                      ※(ア)は必須の取組み                      (イ)畦畔管理を省力化する農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費                      (ウ)園芸品目の試作等取組支援                      (エ)農作業体験活動等のイベント開催費</p> <p>補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)                      但し、(イ)のうち急傾斜地(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15°以上)を含む集落営農組織の補助率は3/5(県2/5、市町村1/5)</p> <p>上限額:(ア)200千円/組織                      (イ)2,200千円/組織、急傾斜地を含む組織2,600千円/組織                      (ウ)200千円/組織、(エ)100千円/組織</p>
規模拡大・発展型支援	<p>事業実施主体:集落営農組織</p> <p>支援内容:                      (ア)農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費(機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く)                      (イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費</p> <p>補助率:1/2(県1/3、市町村1/6)</p> <p>上限額:(1)小規模組織(経営面積20ha未満):7,000千円                      (2)大規模組織(経営面積20ha以上):12,000千円</p>

●主な要件

- ・集落営農の規約を締結する(している)こと
- ・「集落営農ビジョン」の策定において、人材確保型は人材育成に係る目標を定め、規模拡大・発展型は地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めること
- ・人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74438>

名称

## 新たな水田農業の収益性向上対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

地域農業再生協議会等

施策概要

令和3年産主食用米の需要緩和を受ける中で、主食用米以外の農産物の生産拡大を推進し、新たな水田農業の収益性向上を図るため、地域や担い手の飼料用米等の生産拡大に向けた取組を支援する。

### 【支援内容】

#### ①大豆等産地生産性向上支援事業

##### ア 団地化推進

- 大豆等の団地化や担い手等への農地集積に向けた水田農業高収益化推進計画の作成等を支援（産地の合意形成に必要な会議、研修会等の開催、先進地の視察等に係る経費を支援）

・補助率：定額

##### イ 生産技術向上支援

- 大豆等の生産に係る課題解決に向け、営農技術を導入する取組に対し定額支援

・補助率：定額(上限額15,000千円/10a(導入技術によって単価設定が異なります))

##### ウ 新規導入・規模拡大支援

- 大豆等の生産性向上に向けた機械・施設の導入を支援

・補助率：1/2以内

#### ②飼料用米の生産拡大推進事業

- 飼料用米への作付転換推進として、令和3年産からの拡大面積に応じて交付金を交付

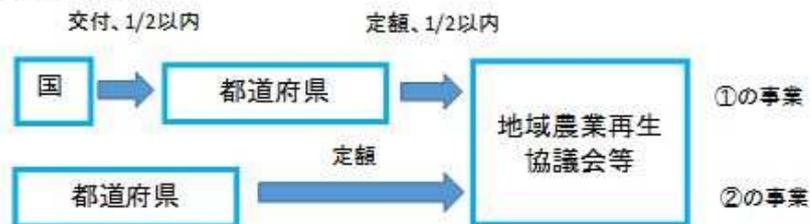
・交付単価：5,000円/10a

※別途、同額が国から対象者に対して直接交付されます。

### 【補助金額・補助率等】

補助率：事業費の1/2以内、定額

#### <事業の流れ>



問合せ先

担当部署	電話
各市町村地域農業再生協議会	
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7280
中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256

関連サイト

**名称** 経営所得安定対策等

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 国直接

**対象者**

- ・販売目的で生産(耕作)する農業者(法人含む)、集落営農組織
- ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、認定農業者、集落営農組織及び認定新規就農者が対象

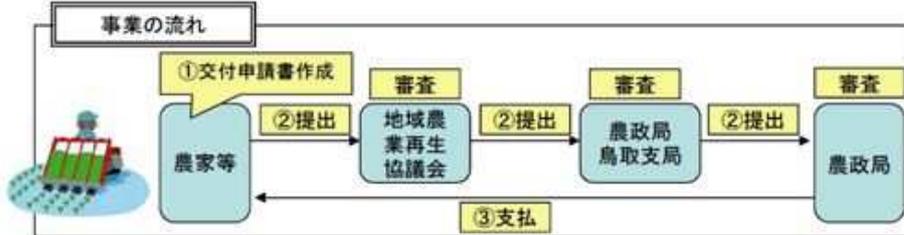
※交付金ごとに定められた要件を満たすこと

**施策概要**

栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。

- ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- ③水田活用の直接支払交付金

○支援内容  
 【補助金額・補助率等】  
 内容に応じて、国から定額交付



**問合せ先**

担当部署	電話
各市町村地域農業再生協議会	
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	
農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	
農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7280
中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256

**関連サイト**

**名称****星空舞ブランド化加速事業****施策対象**

JA全農とっとり、県内JA、県内米卸業者

**施策主体**

鳥取県

**対象者**全国農業協同組合連合会鳥取県本部、農業協同組合、米卸業者  
(原則として県内に事業所を持つ事業者)**施策概要**

「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援を行う。

◎補助事業の内容

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
「星空舞」 ブランド化 推進事業	全国農業協同組合 連合会鳥取県本部	「星空舞」のブランド化推進のためのPR、 販路拡大対策、コンテスト出品等の取組に 要する経費	1/2	4,900千円
	農業協同組合	「星空舞」の販売促進の取組に要する経費 ただし、事業実施主体の人件費及び食糧費 については対象としない		500千円
	米卸業者等			100千円

**問合せ先**

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

**関連サイト**

名称

**鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

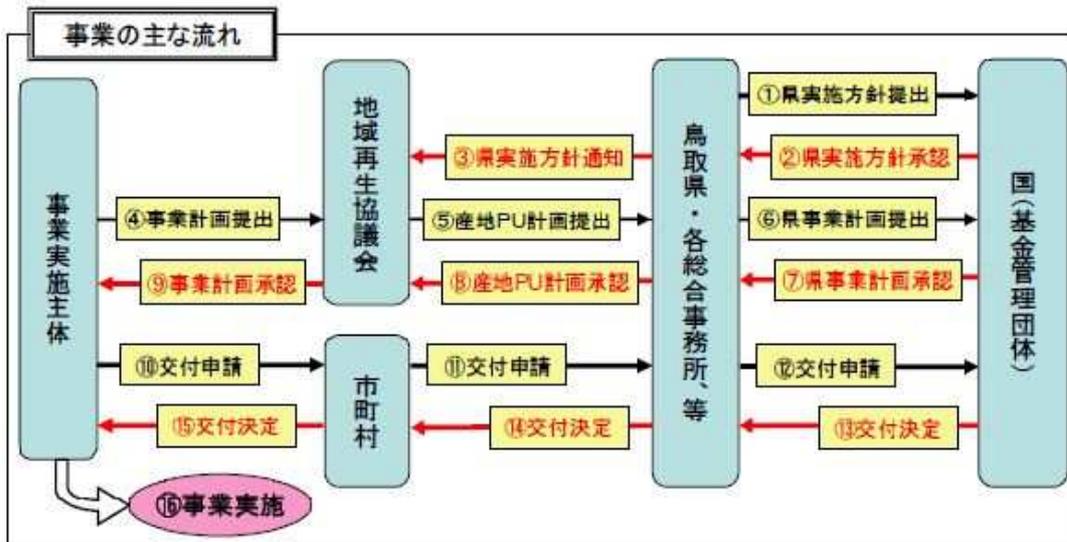
農業者、農業者の組織する団体(JA)等

施策概要

本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目を緊急的に生産拡大する。

○支援内容

補助対象	産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすこと 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
補助率、上限額	2/3(国費1/3程度(資材費1/2)、県費2/9程度、市町村費1/9程度) 補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ ※間接補助対象経費に限度額を設けています ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

**名称** 鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 農業者、農業者の組織する団体(JA)等

**施策概要** 農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組に対し、ソフト・ハードを一体的に支援。

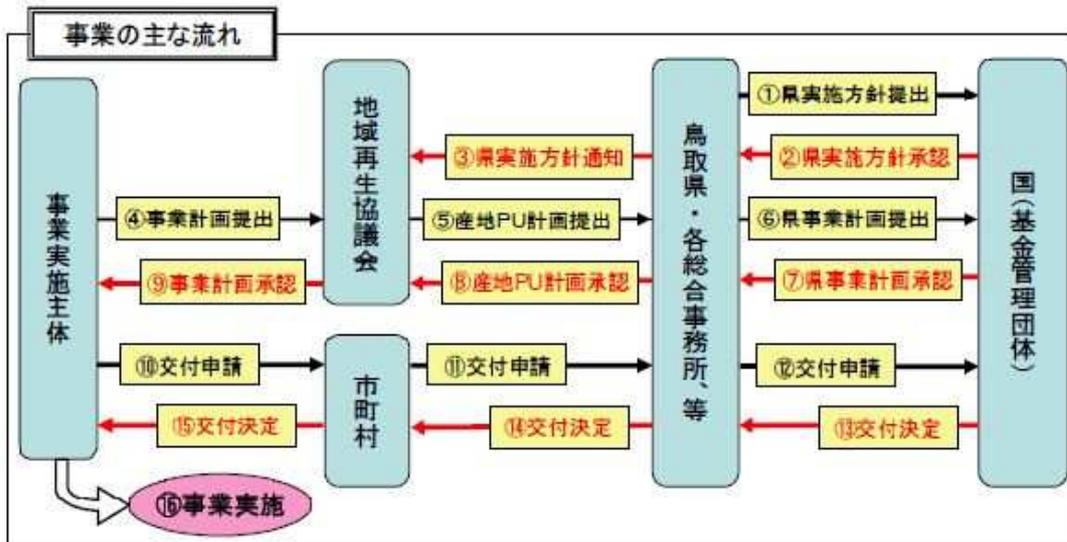
○支援内容

①整備事業

支援内容	野菜、果樹、水稻等の施設整備に要する経費の一部を助成。
補助率	1/2以内(国費のみ)

②生産支援事業

支援内容	野菜、花き、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入に要する経費の一部を助成。
補助率	(1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内(国費のみ) (2)生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

**関連サイト**

**名称** 園芸産地活力増進事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者**

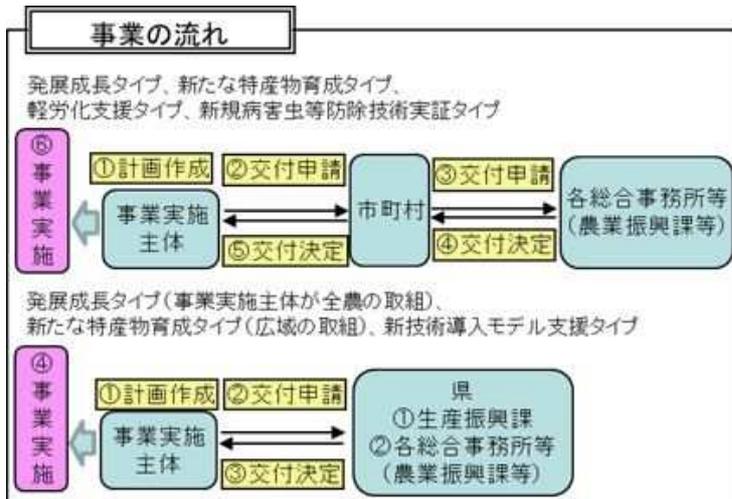
- ① 発展・成長タイプ: JA、JA生産部(広域)、全農
- ② 新たな特産物育成タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、広域生産組織、JA等
- ③ 軽労化支援タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、JA等
- ④ 新技術導入モデル支援タイプ: 生産組織、農業法人、JA、大学等
- ⑤ 新規病害虫等防除技術実証タイプ: 農業者、法人、生産組織、JA等

**施策概要**

「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の達成に向け、本県農業の強みである園芸品目等のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新技術のモデル的取組を支援し園芸産地の活力増進を図る。

○支援内容

	支援内容	補助率
① 発展・成長タイプ	主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良等、主力産地づくりに必要な経費等 ※産地の発展構想を明らかにした、産地強化計画を提出	1/2(県費1/3、市町村費1/6)
② 新たな特産物育成タイプ	野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、生産に必要な機械・施設の整備(リース含む)、新技術や新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な経費、農産加工品等の試作に要する経費、加工・業務用野菜の推進に要する経費、葉たばこ廃作に伴う新規園芸品目の導入支援(R4限り)等	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域の取組は県1/3、市町村任意 ※生産組織は2戸以上の販売農家。 【補助上限】2,500千円/事業実施主体(2年間)
③ 軽労化支援タイプ	軽労化や効率化による作業性の改善に要する経費(無動力アシストスーツ等)	補助率: 新たな特産物育成タイプと同様 【補助上限】1,000千円/事業実施主体
④ 新技術導入モデル支援タイプ	とっとり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費等	10/10(県費のみ) 【補助上限】500千円/事業実施主体
⑤ 新規病害虫等防除技術実証タイプ	薬剤代、被覆資材費、機械、器具、業務委託料等、新規病害虫等防除技術実証に要する経費	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※複数市町村にまたがる取組は市町村任意 【補助上限】86千円/10a(土壌消毒の場合)



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

**関連サイト**

名称

**戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

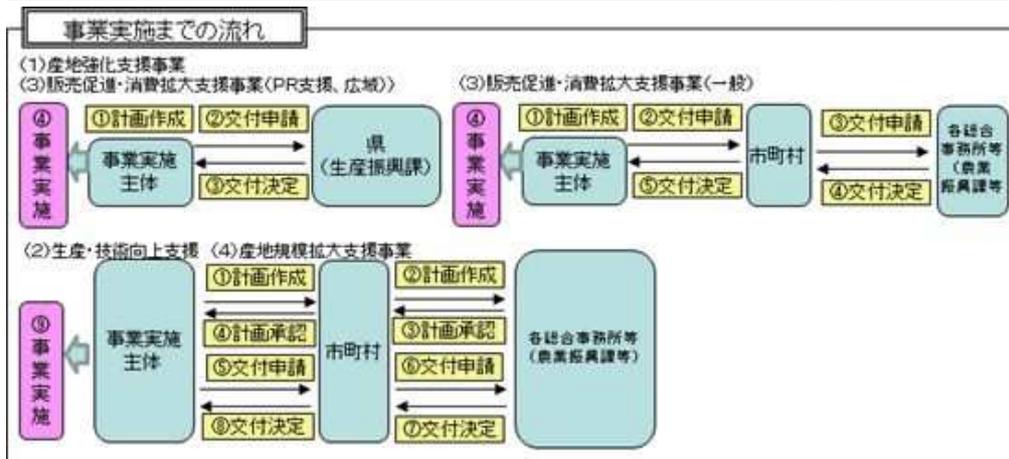
(1)産地強化支援:生産組織、(2)生産・技術向上支援:JA、農業者、法人等、(3)販売促進・消費拡大支援(①PR支援、②販売促進活動支援):①生産組織、②生産組織、JA、農業者、法人等、(4)産地規模拡大支援:生産組織、JA、農業者、法人等

施策概要

県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及、振興を目的に、生産者等のネットワークづくり、単収・品質の向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備を推進し、県内全域での産地づくりを図る。

○支援内容

細事業名	支援内容	補助率
(1)産地強化支援事業	①「鳥取いちごブランド化推進協議会」の活動支援 ・技術修得のための研修会等の開催(会議、研修会等の開催、先進産地・主要市場の視察等)	県 定額
(2)生産・技術向上支援事業	①単収向上、品質向上に係る機械、資材の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 <補助上限>350千円/事業主体
(3)販売促進・消費拡大支援事業	①「とっておき」PRツール支援(共通段ボール、パッケージ作成、ロゴやのぼり等販売促進に必要な資材等) ②販売促進活動支援(商談会出展等に係る出展料、旅費、郵送費等「とっておき」PR活動等)	県 定額 2/3(県1/2、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/2、又は市町村負担任意 <補助上限>150千円/事業主体
(4)産地規模拡大支援事業	①イチゴ用大型低コストハウスの開発と推進実証(新たな大型低コストハウス試作・高設システム等の整備支援) ②種苗供給体制の構築実証、育苗環境整備支援(育苗受託者によるハウスやベンチ等の導入)	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 <補助上限> ①4,000千円 ②2,100千円/事業主体



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

**名称** 鳥取の花・芝生産振興対策事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者**

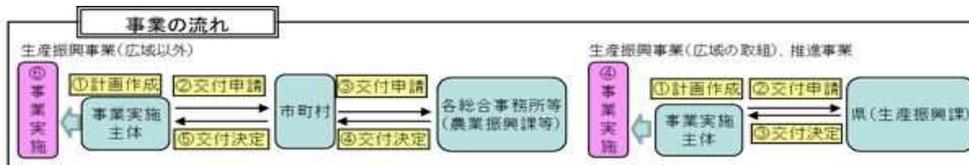
- 1 生産振興事業  
 ①<花>県産重要品目重点支援  
     ○シントップウユリ産地の活性化:生産組織、JA等  
     ○ストック等産地の強化:農業者、生産組織、法人、JA等  
 ②<芝>高付加価値新品種の普及加速化対策:生産組織、法人等  
 2 推進事業  
 ③<花>推進活動支援:鳥取県花き振興協議会  
 ④<花>協議会支援:鳥取県花き振興協議会  
 ⑤<芝>芝王国とっどりの活動支援  
     ○先進地視察支援:鳥取県芝生産指導者連絡協議会等  
     ○鳥取の芝PR支援:生産組織、法人、鳥取県芝生産指導者連絡協議会等

**施策概要**

本県の強みである切り花等の花き品目において、農業者等が行う生産拡大等を支援するとともに、生産者、市場・小売業者、JA等の関係団体で組織する鳥取県花き振興協議会の活動を支援し、県内花き産業の活性化を図る。また、全国2位の産地である芝について、規模拡大等の支援により産地強化を図るとともに、業界全体として芝をPRすることにより、芝産業の振興を図る。

○支援内容

1 生産振興事業	支援内容	補助率
<b>&lt;花&gt;</b>		
①県産重要品目生産支援	○シントップウユリ産地の活性化:転換品種の導入支援 ○ストック等産地の強化:調製作業機械等の導入、開花調整機器等の整備	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村にまたがる取組の場合は1/3(県費のみ)
<b>&lt;芝&gt;</b>		
②高付加価値新品種の普及加速化対策	○耕作放棄地を活用した規模拡大	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村にまたがる取組の場合は1/3(県費のみ)
<b>2 推進事業</b>		
<b>&lt;花&gt;</b>		
③推進活動支援	○花き消費啓発活動:先進事例調査、消費拡大活動	1/2(県費のみ)
④協議会支援	○協議会活動支援:イベント開催、花育活動推進	1/2または10/10(県費のみ)
<b>&lt;芝&gt;</b>		
⑤芝王国とっどりの活動支援	○先進地視察支援:先進地視察にかかる旅費、広報費等	1/2(県費のみ)
	○人材確保支援:県内学生等を対象としたインターンシップの開催	委託
	○鳥取の芝PR支援:県内外での鳥取の芝PR用のチラシ・ポスターの作成など、県産芝のブランド化を促進する取組の支援	1/2(県費のみ) 【補助上限】200千円/事業実施主体



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

**関連サイト**

名称

**ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- 1 組織育成支援:生産組織
- 2 生産技術向上・規模拡大支援:生産組織、JA、全農、農業者等
- 3 基盤整備支援:農業者、生産組織、JA等
- 4 連作障害対策、新技術導入支援:農業者、生産組織、JA等

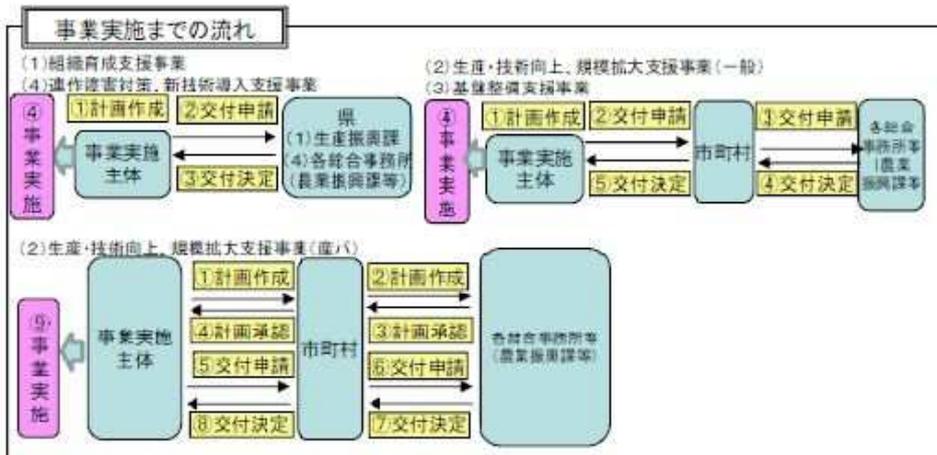
施策概要

県内初のブロッコリー広域共同選果場「野菜広域センター」の拠点整備を契機に、県中西部のブロッコリー産地の強化を図るため、推進組織となるブロッコリー生産者連絡協議会等の活動支援、省力化・効率化等に必要な機械導入、収量向上・品質安定のための基盤整備や輪作体系の確立などの取組を総合的に支援する。

○支援内容

	支援内容	補助率
①組織育成支援	ブロッコリー生産者連絡協議会(仮)の組織活動支援	1/2(県費のみ)
②生産技術向上・規模拡大支援	作業の省力・効率化、規模拡大に必要な機械・施設等、資材の導入支援(※) (1)(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象の取組 (2)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組	(1)1/2(国1/3程度、県1/9程度、市町村1/18程度) ※末端補助率1/2(国補助金が1/2に満たない場合、県・市町村で1/2になるよう上乗せ) (2)1/2(県費1/3、市町村費1/6)
③基盤整備支援	基盤整備、土壌改良等による優良農地の整備・確保支援 (1) 基盤整備(石礫除去・用水施設等) (2) 機械導入(※)	(1)市町村が負担する率と同率(上限県1/2) (2)1/2(国1/3程度、県1/9程度、市町村1/18程度) ※上記②(1)と同様
④連作障害対策、新技術導入支援	収量向上・品質安定のための実証・普及支援(輪作作物の導入、新技術導入等)	1/2(県費のみ)

※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

**名称 指定野菜価格安定対策事業**

**施策対象** 登録出荷団体と大規模生産者(以下、「登録出荷団体等」という)

**施策主体** (独)農畜産業振興機構

**対象者** 登録出荷団体と大規模生産者

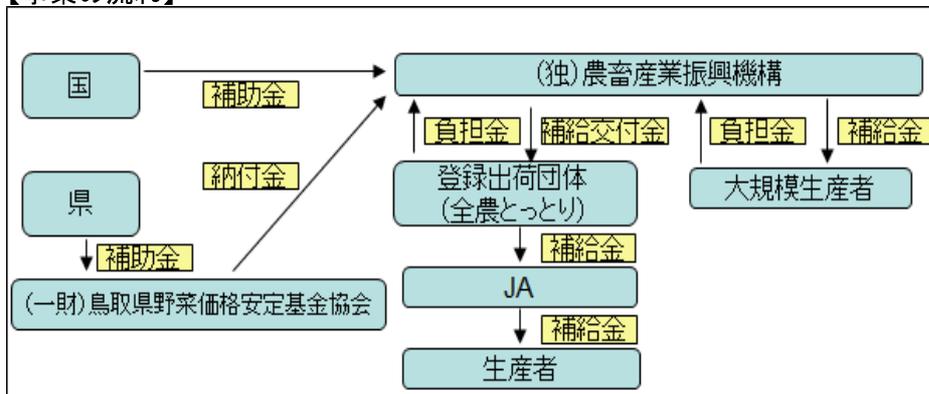
**施策概要** 天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業。

○支援内容

指定野菜(冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価があらかじめ定められた基準単価を下回った場合、下回った額に応じて補給金が交付。

資金造成負担割合	(調整野菜、一般指定野菜) 登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60%  (重要野菜) 登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%
主な要件	<作付面積> (登録出荷団体) ・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上 (大規模生産者) ・2ha以上  <共同出荷量> ・総出荷量の2/3以上

【事業の流れ】



**問合せ先**

担当部署	電話
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	0857-32-8331
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7282

**関連サイト**

名称

**特定野菜等供給産地育成価格差補給事業**

施策対象

共同出荷組織と相当規模生産者(以下、「共同出荷組織等」という)

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

共同出荷組織と相当規模生産者

施策概要

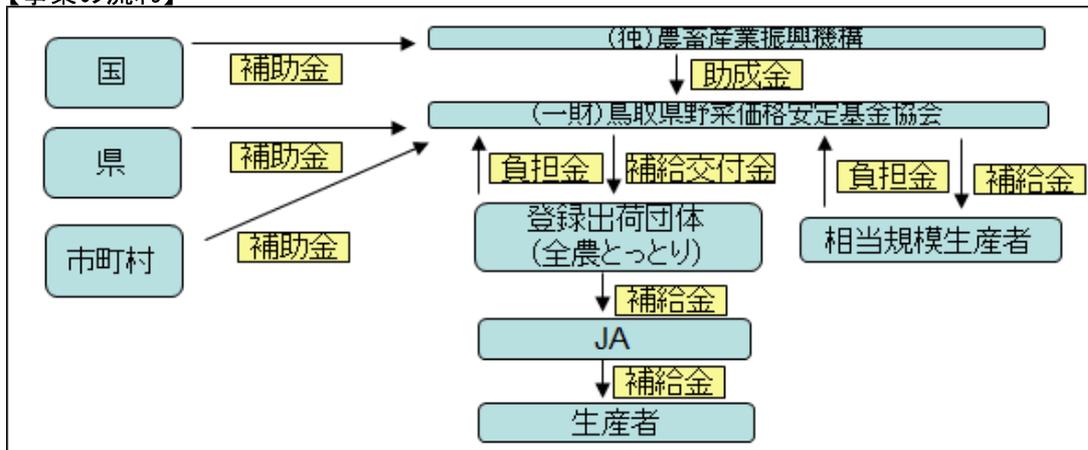
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、こまつな)と、指定野菜(夏ねぎ<白ねぎ>、夏ねぎ<青ねぎ>、秋冬ねぎ<青ねぎ>、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

資金造成負担割合	(重要特定野菜、指定野菜) 共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40、(独)農畜産業振興機構:20/40		
	(重要特定野菜、指定野菜) 共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40、(独)農畜産業振興機構:20/40		
	(重要特定野菜以外の特定野菜) 共同出荷組織等:7/30、県:10/30、市町村:3/30、(独)農畜産業振興機構:10/30		
主な要件	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【特定野菜】 &lt;作付面積&gt; (登録出荷団体) ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上  (相当規模生産者) ・1.5ha以上  &lt;共同出荷量&gt; 総出荷量の2/3以上</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【指定野菜】 &lt;作付面積&gt; (登録出荷団体) ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上  (相当規模生産者) ・2.0ha以上  &lt;共同出荷量&gt; 総出荷量の1/2以上</p> </td> </tr> </table>	<p>【特定野菜】 &lt;作付面積&gt; (登録出荷団体) ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上  (相当規模生産者) ・1.5ha以上  &lt;共同出荷量&gt; 総出荷量の2/3以上</p>	<p>【指定野菜】 &lt;作付面積&gt; (登録出荷団体) ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上  (相当規模生産者) ・2.0ha以上  &lt;共同出荷量&gt; 総出荷量の1/2以上</p>
<p>【特定野菜】 &lt;作付面積&gt; (登録出荷団体) ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上  (相当規模生産者) ・1.5ha以上  &lt;共同出荷量&gt; 総出荷量の2/3以上</p>	<p>【指定野菜】 &lt;作付面積&gt; (登録出荷団体) ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上  (相当規模生産者) ・2.0ha以上  &lt;共同出荷量&gt; 総出荷量の1/2以上</p>		

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7282

関連サイト

**名称** 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

**施策対象** JA

**施策主体** (一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

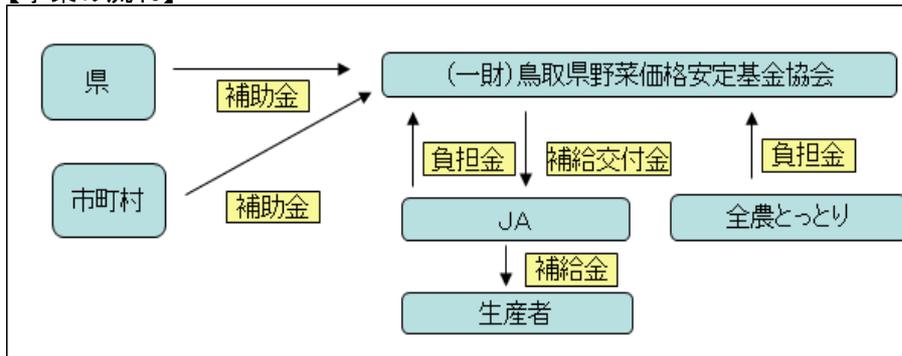
**対象者** JA

**施策概要** 天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容  
 ブランド野菜(夏秋だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎく白ねぎ>、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、かんしょ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

負担割合	JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%
主な要件	(作付面積)露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上

**【事業の流れ】**



**問合せ先**

所 属	電 話
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興監生産振興課 園芸振興担当	0857-26-7282

**関連サイト**